

転出届をされる方へ

愛知県愛知郡東郷町役場
(代表 ☎0561-38-3111)

東郷町から他の市区町村へ転出される方は、新しい住所に移った日から14日以内に新住所地の市区町村で転入手続きをしてください。
(届出がおくると過料に処されることがありますので注意してください。)

なお、転出(予定日)から東郷町に「住所はない」ものとして取り扱われます。

担当窓口	ご案内		持ち物
窓口② 1 F 住民課 ☎0561-56-0731	印鑑登録	印鑑登録証をお持ちの方は、印鑑登録証の破棄をお願いします。 ※転出(予定)日以降は、自動的に廃止されます。	
	住民基本台帳カード	住民基本台帳カードをお持ちの方は、新住所地で住所変更の手続きをお願いします。	
	マイナンバーカード	マイナンバーカードをお持ちの方は、新住所地で住所変更の手続きをお願いします。	
窓口③ 1 F 健康保険課 【国民健康保険、国民年金】 ☎0561-56-0738 【後期高齢者医療保険、 各種医療】 ☎0561-56-0739	国民健康保険	国民健康保険証をお持ちの方は、国民健康保険の喪失の手続きをお願いします。また、国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主が転出した場合は、国民健康保険の世帯主変更の手続きをお願いします。 郵送でもお手続きできます。 ※なお転出日以降は保険証を使用しないようお願いします。	国民健康保険証、申請者及び国民健康保険加入者のマイナンバー
	後期高齢者医療保険	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、後期高齢者医療保険の資格喪失の手続きをお願いします。	後期高齢者医療被保険者証、預貯金通帳
	子ども医療	子ども医療費受給者証をお持ちの方は、資格喪失と受給者証の返却の手続きをお願いします。郵送でもお手続きできます。 ※なお、転出日以降に医療証を使用しないようお願いします。	子ども医療費受給者証
	障害者医療受給者	障害者医療費受給者証をお持ちの方は、障害者医療費受給者証の資格喪失の手続きをお願いします。 ※なお、転出日以降に医療証を使用しないようお願いします。	障害者医療費受給者証
	精神障害者医療	精神障害者医療費受給者証をお持ちの方は、精神障害者医療費受給者証の資格喪失の手続きをお願いします。 ※なお、転出日以降に医療証を使用しないようお願いします。	精神障害者医療費受給者証
	母子及び父子家庭医療	母子及び父子家庭医療費受給者証をお持ちの方は、母子及び父子家庭医療費受給者証の資格喪失の手続きをお願いします。 ※なお、転出日以降に医療証を使用しないようお願いします。	母子及び父子家庭医療費受給者証
窓口④ 1 F 高齢者支援課 ☎0561-56-0735	介護保険	65歳以上の方又は介護認定を受けている40歳以上64歳以下の方は、介護保険資格喪失の手続きをお願いします。郵送でもお手続きできます。介護認定を受けている方は受給資格証明書をお渡します。	介護保険証、認定証(負担割合証、負担限度額認定証をお持ちの方)、預金通帳、印鑑
窓口⑤ 1 F 福祉課 ☎0561-56-0732	障害者手帳	障害者手帳をお持ちの方は、新住所地で住所変更の手続きをお願いします。 ※住所変更が不要の場合もありますので、お問い合わせください。	身体障害者手帳
	東郷町障がい者タクシー料金助成券	東郷町障がい者タクシー料金助成券をお持ちの方は、未利用分の返却をお願いします。	東郷町障がい者タクシー料金助成券
	東郷町障がい者扶助料	障がい者扶助料受給者の方は、受給権消滅の手続きをお願いします。郵送でもお手続きできます。	障害者手帳
	愛知県在宅重度障害者手当	在宅重度障害者手当受給者の方は、資格喪失の手続きをお願いします。 (県外転出のみ) 郵送でもお手続きできます。	障害者手帳
	特別障害者手当等	特別障害者手当等受給者の方は、資格喪失の手続きをお願いします。 (県外及び他市への転出のみ) 郵送でもお手続きできます。	障害者手帳
	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当受給者の方は、転出の手続きをお願いします。 (県外転出のみ)	

担当窓口	ご案内		持ち物	
窓口① 1 F 税務課 【軽自動車等】 ☎0561-56-0724 【固定資産税】 ☎0561-56-0725	軽自動車税等	原動機付自転車・小型特殊自動車	原動機付自動車及び小型特殊自動車をお持ちの方は、新所在地の市区町村役場で車輛の住所変更の手続きをお願いします。	ナンバープレート、標識交付証明書、窓口に来られる方の運転免許証又は保険証、転出後も引き続き、定置所が町内にある方で東郷町からの転出後、さらに別の市区町村へ転出した場合は住所変更届を提出してください。
		軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車（三輪・四輪）をお持ちの方は、新所在地を管轄している軽自動車検査協会で車輛の住所変更の手続きをお願いします。	
		軽自動車（二輪）126cc以上250cc以下	軽自動車（二輪）126cc以上250cc以下をお持ちの方は、新所在地を管轄している運輸支局で車輛の住所変更の手続きをお願いします。	
		小型自動車（二輪）251cc以上	小型自動車（二輪）251cc以上をお持ちの方は、新所在地を管轄している運輸支局で車輛の住所変更の手続きをお願いします。	
	個人住民税	個人住民税は、その年の1月1日現在に住所がある市町村で課税されます。そのため、年の途中で転出しても1月1日現在の住所が東郷町にある方は、その年度の住民税は東郷町に納めていただきます。	東郷町で課税される方が課税されている年度内に東郷町からの転出後、さらに別の市区町村へ転出した場合は、住所変更届を提出してください。	
固定資産税	東郷町から転出後、さらに別の地区町村へ転出した場合は住所変更届を提出してください。			
窓口② 2 F 学校教育課 ☎0561-56-0752	小中学校の転校	小中学生及び10月1日以降転入の新小学1年生の方は、転校手続きをお願いします。転校手続き後、学校で在学証明書（転校用）、教科書給与証明書の交付を受けてください。		
	保護者変更	保護者の転出など、保護者に変更が生じた場合は、保護者変更の手続きをお願いします。		
いこまい館 2 F 子育て応援課 ☎0561-56-0736	児童手当	児童手当受給者が転出する場合、受給事由消滅の手続きをお願いします。郵送でもお手続きできます。児童のみが転出する場合、窓口へご相談ください。	※状況によりその他書類が必要になる場合があります	
	児童扶養手当	児童扶養手当認定者の方は、住所変更又は転出に伴い異性と同居又は婚姻する場合には資格喪失のお手続きをお願いします。		
	愛知県遺児手当	愛知県遺児手当認定者の方は、住所変更又は県外転出や転出に伴い異性と同居又は婚姻する場合などには資格喪失のお手続きをお願いします。		
	東郷町遺児手当	東郷町遺児手当認定者の方は、資格喪失又は住所変更のお手続きをお願いします。郵送でもお手続きできます。	印鑑	
	とうごうファミリー・サポート会員	とうごうファミリー・サポート会員の方は、とうごうファミリー・サポート会員証の返却をしてください。 ※ファミリー・サポート事務局（いこまい館 2 F）でも可。		
いこまい館 2 F こども保育課 ☎0561-56-0737	保育園	保育園に在園されている方は、保育園に退所届を提出してください。	印鑑	
町民会館 3 F 図書館 ☎0561-38-2900	図書館ご利用者	図書利用カード及び貸出中の本を返却してください。貸出中の本は、転出日又は返却日のいずれか早い日までに返却してください。 ※近隣市町（日進、豊明、みよし、名古屋市緑区、天白区）及び豊田市へ転出する方は、図書館で手続き後に引き続き利用できます。	図書利用カード、引き続き利用を希望される方は運転免許証又は保険証	